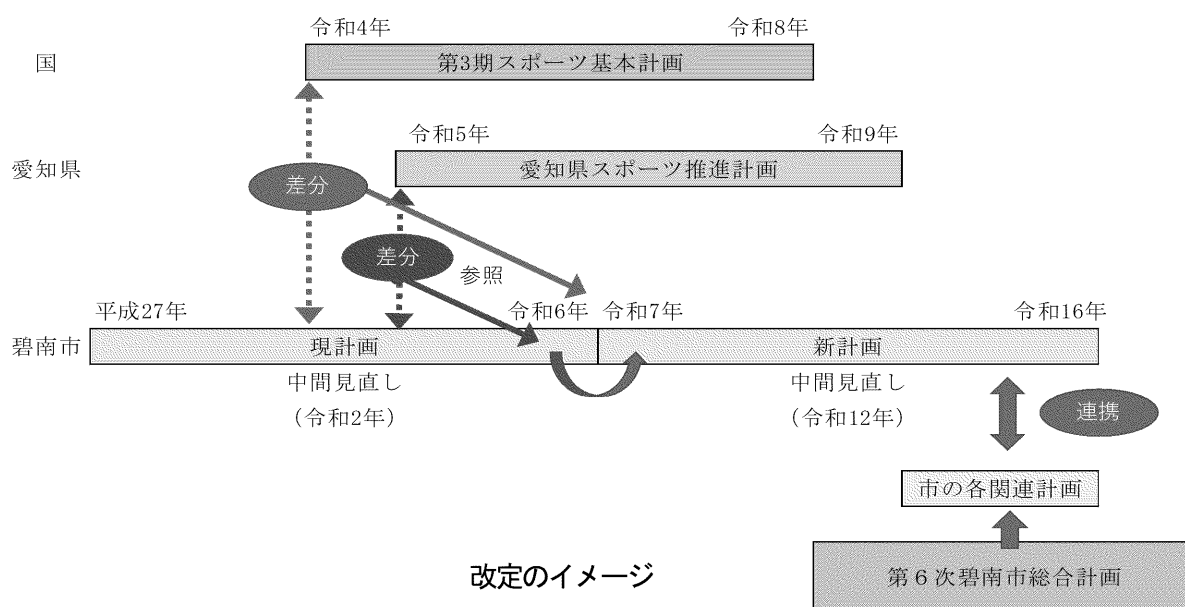


1 スポーツ推進計画の改定にあたって

平成27年3月に策定された「碧南市スポーツ推進計画（平成27年度～令和6年度）」が、10年間の計画期間満了となるため計画の改定を行う。

健康づくりのみならず、スポーツを通して地方活性化、共生社会の実現といった地域の社会課題に資するものとして、スポーツ施策への取組みが求められる。また、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として高まったスポーツ機運の持続・発展、SDGsの達成なども念頭に置き、新たな社会環境に対応するものとして、改定を進める。

国・県の計画を参照、市の関連計画とも整合を図りながら、状況に応じて中間見直し（令和12年）を行う。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs 17の達成目標

2 スポーツ推進の現状について

(1) 碧南市スポーツ推進計画（平成 27 年-令和 6 年）

ア 現計画の整理

誰もが気軽に継続的にスポーツに親しむことができるよう、5つの基本方針により「元気ッス！運動」に取り組み、市民のスポーツ実施と健康づくりに励み、もって活力ある碧南市の実現を目指すことが描かれる。

<基本理念>

- ・市民が主体的、継続的にスポーツに親しみ意識的な健康づくりに取り組む姿勢を養う。
- ・一人ひとりが、生涯にわたって自分に適したスポーツを見出し、実践できる環境を整備する。

<目指す姿>

「スポーツで元気をつくる健康都市へきなん～目指そう週1回スポーツ実施率60%～」

<基本方針>

する元気ッス！観る元気ッス！学ぶ元気ッス！極める元気ッス！支える元気ッス！

⇒ スポーツ参加、スポーツ実施環境の整備などの視点

イ 施策の進捗状況

(ア) 「する」元気ッス！～スポーツをすることで、からだを元気にしましょう。～

施策の方向	主な取り組み
スポーツをする機会の創出	スポーツ教室の開催など、気軽にスポーツに取り組める環境を整備した。 学校部活動地域移管について検討を進めた。
スポーツイベントや大会の開催によるスポーツ人口の拡大	駅伝大会など広く市民が参加できる大会を開催した。 スポーツ体験会等の開催により競技の普及促進に努めた。
スポーツや健康の情報提供による市民の意識改革	出前講座による家庭でできる気軽な運動の紹介などを行った。

(イ) 「観る」元気ッス！～スポーツを観ることで、心を元気にしましょう～

施策の方向	主な取り組み
スポーツ観戦による精神的高揚と技術的向上	全国大会や、企業クラブチームの試合など、ハイレベルなスポーツ観戦ができる機会を創出した。
スポーツ観戦への参加促進	広報誌、ホームページ、SNSにより情報の発信に努めた。
家族でスポーツを観る機会の創出	アイシンティルマーレのホームゲームなど家族で応援できる大会を開催した。

(ウ) 「学ぶ」元氣ッス！～スポーツの基礎を学んで、頭脳を元気にしましょう～

施策の方向	主な取り組み
健康づくり講座やスポーツ教室の開催による健康運動の推進	様々なスポーツ教室などを開催し、各自にあったスポーツや運動方法に触れる機会を提供した。
指導者の資質向上をめざした講習会・研修会の開催	普通救命講習会への参加や、指導者向けの講習会を開催した。
スポーツ推進委員の充足と活動機会の増加	指導力向上のため、月例研修会の実施や情報交換会に参加した。

(エ) 「極める」元氣ッス！～スポーツの技術や指導方法を極めて、みんなで元気になる
 ましょう。～

施策の方向	主な取り組み
市独自のスポーツ選手の育成と支援	総合型スポーツクラブや企業クラブチームと連携し、幅広いスポーツ種目に取り組める環境づくりを進めた。
市独自のスポーツ指導者の育成と支援	指導者の資格取得や講座参加への補助をするなど、スポーツ指導者の育成に努めた。
スポーツ表彰制度の拡充	スポーツ発展に寄与された方を市政功労者、市民憲章実施者として表彰した。
全国大会等への出場に対する奨励金制度の充実	全国大会などの出場者に奨励金を支給した。また、広報誌での活躍の周知や、五輪出場者の応援ブースの設置などを行った。

(オ) 「支える」元氣ッス！～スポーツの環境を整え、地域で支えて元気になる
 ましょう。～

施策の方向	主な取り組み
日常的な健康づくりやスポーツ活動のための身近な施設の整備	計画的な点検修繕、付属設備の更新を図り、施設の改修を進めた。
スポーツ施設の効果的な整備の促進	スポーツ環境整備の財源確保としてスポーツ振興基金を設立した。
安全安心にスポーツが行える環境の整備	故障や老朽化して不具合が出ている箇所を順次修繕を進めた。
公共スポーツ施設や学校体育施設の効率的活用	中学校屋外照明のLED化を進め、効率的な施設の利用促進を図った。
企業スポーツ施設や商業スポーツ施設の活躍	スポーツ教室や大会の会場としてトヨタ自動車のインドアビーチバレーコートを活用した。

<ひとで支える>

施策の方向	主な取り組み
指導を受けた子どもたちが、将来の指導者への好循環の形成	スポーツ少年団主催で指導者講習会を定期的に実施した。
既存スポーツ・レクリエーション団体の充実と自主活動の促進	スポーツ協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会にそれぞれ、補助金を交付し、活動の促進を図った。
総合型地域スポーツクラブの育成と周知	補助金を交付し活動の促進を図りました。またスポーツ教室を委託し、幅広い年代でスポーツを楽しむ機会を創出した。
障害者・高齢者のスポーツ機会の創出	障害者グラウンドゴルフ大会の開催や、60歳以上の市民への碧南緑地ビーチコートの無料貸出などを行った。
スポーツ交流の推進	アイシン辰栄、シーホース三河、トヨタ自動車ビーチバレーボール部、F C刈谷等企業と協定を結び、スポーツ観戦、教室等で相互の交流を図った。

ウ 数値目標

碧南市第5次総合計画（平成22年～令和2年）における「スポーツ振興」に関する目標値

項 目	基準値	現状値	目標値
週1回以上スポーツを行っている市民の割合 (市民スポーツ意向調査において「週1回以上スポーツを行っている」と答えた人の割合)	27.0% (H16年度)	49.0% (R5年度)	50.0% (H27年度)
臨海体育館施設利用率 (臨海体育館アリーナの利用可能枠に対する団体利用の割合)	77.0% (H20年度)	64.2% (R5年度)	90.0% (H27年度)
スポーツ施設改修整備率 (耐用年数の半分を過ぎたスポーツ施設に対する施設改修の割合)	25.0% (H21年度)	未調査※1	50.0% (H27年度)

※第6次総合計画（令和3年～令和12年）では、各分野における数値目標を定めていない。

スポーツ推進計画での数値目標（★印は総合計画と同じ項目）

項 目	基準値	現状値	目標値
1 「する」元氣ッス！			
★週1回以上スポーツを行っている市民の割合 (アンケート調査において「週1回以上スポーツを行っている」と答えた人の割合)	35.8% (H26年度)	49.0% (R5年度)	60.0% (R6年度)
社会体育施設利用者数	463,466人 (H25年度)	558,407人 (R5年度)	700,000人 (R6年度)
3 「学ぶ」元氣ッス！			
スポーツ活動の際に指導してくれる人がいる市民の割合 (アンケート調査において「スポーツ活動する際に指導してくれる人がいる」と答えた人の割合)	17.8% (H26年度)	未調査※2	25.0% (R6年度)
4 「極める」元氣ッス！			
オリンピック・世界選手権、国体・高校総合、全国大会、東海地区大会への出場者数・出場団体	33人 17団体 (H25年度)	29人 24団体 (R5年度)	60人 23団体 (R6年度)
5 「支える」元氣ッス！			
「へきなん南部総合型スポーツクラブ」を知っている市民の割合 (アンケート調査において「よく知っている」「少し知っている」と答えた人の割合)	22.1% (H26年度)	未調査※3	30.0% (R6年度)
★臨海体育館施設利用率 (臨海体育館アリーナの利用可能枠に対する団体利用の割合)	57.0% (H25年度)	64.2% (R5年度)	70.0% (R6年度)
★スポーツ施設改修整備率 (耐用年数の半分を過ぎたスポーツ施設に対する施設改修の割合)	50.0% (H25年度)	未調査※1	60.0% (R6年度)
スポーツ施設の満足度 (アンケート調査において「満足」「どちらかといえば満足」と答えた人の割合)	17.8% (H26年度)	22.2% (R5年度)	30.0% (R6年度)
スポーツ少年団等における、スポーツ交流事業への参加率	11.8% (H25年度)	未調査※4	25.0% (R6年度)

※1 碧南市公共施設等総合管理計画（H29年3月）において施設改修等の新たなマネジメント方針が打ち出されたため調査していない。

※2 実施する運動内容やレベルによっては指導者を必要としない場合もあることから調査していない。

※3 設立から10年以上が経過し、安定した運営ができているため調査していない。

※4 新型コロナウイルスの流行など交流事業の見直しなどあったため調査していない。

3 国・県のスポーツ推進について

(1) スポーツ基本法

スポーツ基本法（平成23年6月）は、スポーツに関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策を総合的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としている。

(2) スポーツ基本計画（国）

スポーツ基本法に基づき、わが国のスポーツ推進の方向性を示すものとして、令和4年3月に「第3期スポーツ基本計画（令和4年度～8年度）」が策定された。

第3期計画では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツレガシーの発展と、スポーツを「する」「みる」「ささえる」に加え、3つの新たな視点に基づく取り組みが示された。

① つくる／はぐくむ

社会の変化、状況に応じ、柔軟に見直し、改善を行い最適な手法、ルール作りを行う。

② あつまり、ともに、つながる

様々な立場、背景、特性を有す人、組織が集まり課題対応や活動を行う。

③ 誰もがアクセスできる

性別、年齢、障がい、地域事情の違いによりスポーツ活動に差が生じないような社会の実現、機運醸成を図る。

(3) 愛知県スポーツ推進計画（県）

令和5年3月に「愛知県スポーツ推進計画」が策定された。「生涯にわたるスポーツによる人のつながり」、「世界で活躍するトップアスリートの排出」、「スポーツを通じた世界からの人の呼び込み、交流と持続的な成長」の3点をベースに施策展開が示されている。

令和7年には愛知国際アリーナ（IGアリーナ）が開業予定、令和8年にはアジア・アジアパラ競技大会が開催され、とりわけ、国際大会開催を契機とした地域活性化などについて記されている。

4 第2次スポーツ推進計画の基本的な方向性について

大まかな体系は現計画に準じながら、国、県の計画を参考としつつ、本市の最上位計画である「碧南市第6次総合計画」に掲げられるまちづくり像なども踏まえ、計画の理念や方向性を改め、「第2次碧南市スポーツ推進計画」を策定する。

第6次碧南市総合計画では、スポーツ推進に関して、

「スポーツ、レクリエーション活動を賑わいとしての役割を強化し、市独自の魅力を活かしたまちづくりを進める」

「健康の維持増進、生きがいとして市民がスポーツに親しみ、スポーツを通じた地域活性化をめざす」

といったことが記されている。

第2次スポーツ推進計画における理念について、

だれもがスポーツに親しみ、明るく元気になること

スポーツがまちの活性化に活かされること の2点と捉える。

計画の目指す姿として、

スポーツで ひともまちも 元気ッス！ をキャッチワードに施策に取り組む。

5 策定スケジュール（予定）

日 時	項目	内 容
令和6年		
6月25日	碧南市スポーツ推進計画 第1回策定委員会	委員長・副委員長選出 現計画の整理 計画の方向性 策定スケジュール
8月上旬	碧南市スポーツ推進計画 第2回策定委員会	課題の整理 数値目標の設定 アンケート項目の確認 具体施策、取り組みについて
8月中旬	アンケート実施	
10月下旬	推進計画素案の完成	
	碧南市スポーツ推進計画 第3回策定委員会	市民アンケートの結果について 計画素案の協議
11月中旬	推進計画（案）の完成	資料編の完成
12月	庁内連絡幹部会報告 総務文教部会報告	
令和7年		
1月	パブリックコメント	
2月中旬	推進計画（最終案）の完成	
	碧南市スポーツ推進計画 第4回策定委員会	碧南市スポーツ推進計画（最終案） 確認
3月	推進計画の完成	策定委員、団体へ推進計画送付 スポーツ推進審議会へ報告

第2次碧南市スポーツ推進計画策定委員会 名簿

No.	選出団体等	氏 名
1	碧南市スポーツ協会 副理事長	杉浦 直基
2	碧南市スポーツ協会 常任理事	荒木 重広
3	碧南市レクリエーション協会 副会長	杉浦 正勝
4	NPO法人へきなん総合型スポーツクラブ 副理事長	井上 浩之
5	中小学校体育連盟碧南支所 支所長	石原 竹春
6	碧南市スポーツ推進委員会 委員長	岡部 茂也
7	碧南市スポーツ少年団 本部長	伴野 義雄
8	碧南市社会福祉協議会 事務局長	中川 英治
9	市民公募	土谷 心平

事務局（碧南市教育委員会）

教育部長	山田 昌宏
教育部スポーツ課長	中嶋 忠彦
教育部スポーツ課 課長補佐	本多 真
教育部スポーツ課 主事	角谷 和治

第2次碧南市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 碧南市スポーツ推進計画について、進捗管理を行うとともに社会情勢の変化に対応した目標及び施策の精査を行うに際し、広く市民や関係団体の意見を反映するため、第2次碧南市スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(掌握事務)

第2条 委員会は、第2次碧南市スポーツ推進計画の策定に関し必要な事項について検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、9名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、教育長が委嘱または任命する。

- (1) 碧南市スポーツ協会の代表者
- (2) 碧南市レクリエーション協会の代表者
- (3) NPO法人へきなん総合型スポーツクラブの代表者
- (4) 中小学校体育連盟碧南支所の代表者
- (5) 碧南市スポーツ推進委員会の代表者
- (6) 碧南市スポーツ少年団の代表者
- (7) 碧南市社会福祉協議会の代表者
- (8) 公募のうえ選任された者

(任期)

第4条 委員の任期は、第1回委員会開催日から令和7年3月末日までとする。ただし、任期中であっても第2条に定める検討事項が終了した場合、その時点をもって満了とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、教育長が任命する。
- 3 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

2 会長は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者を出席させ、説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、スポーツ推進担当課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるほか、委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。